

第4回石川海区漁業調整委員会議事録

1. 日時及び場所

令和3年8月17日 火曜日 午後1時30分
石川県庁 11階 1109会議室

2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 稲村 幸雄

(2) 議事事項

- ① 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議への提出議題について
- ② 日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について
- ③ 7月の許認可実績について
- ④ その他

(3) 通知を發した年月日 令和3年8月12日

3. 出席者

出席委員 (13名)

会長	稲村 幸雄	会長代理	新谷 栄作
委員	勝木 省司	委員	坂下 優
〃	杉野 哲也	〃	中村 明子
〃	中村 浩二	〃	五十嵐誠一
〃	太田 均	〃	川島 和彦
〃	笹波 守勝	〃	中 浩二
〃	橋本 勝寿		

欠席委員 小川 英樹、角屋 敏彦

水産課 武田次長兼水産課長、沢田課長補佐、須沼専門員、島田主任技師
事務局 福嶋局長、大内局次長

4. 議事の顛末 別紙のとおり

5. 議決・報告事項

- (1) 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議への提出議題について事務局の案を承認した。(資料1参照)
- (2) 日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について事務局から報告を受けた。(資料2参照)
- (4) 7月の許認可実績について水産課から報告を受けた。(資料3参照)
- (5) その他
水産課から令和3管理年度まいわし対馬暖流系群のTACについて報告を受けた。(資料4参照)

6. 委員会終了時間 午後2時15分

第4回海区漁業調整委員会の議事の顛末

福 嶋 局 長 | 定刻となりましたので、ただ今から第4回石川海区漁業調整委員会を開催します。
| なお、本日は、角屋委員と小川委員から欠席の連絡を受けております。
| それでは、開会にあたり、稲村会長からご挨拶をお願いします。

稲 村 会 長 | 皆様、ご苦労様です。
| コロナが猛威を振るっている中での開催ということになります。こちらに出てくるにも、また、帰るにも気をつけながらと思いますが、くれぐれも、コロナ感染の予防をお願いしたいと思います。
| それから、台風9号の影響で、定置網では若干被害も出たようですが、大変な時期でもございますので、早く復旧されて操業が開始できるようにと祈っているところでございます。
| 今日は、こういう状況での開催ですので、できるだけスムーズに会議の進行ができるように努めて参りますので、よろしく願いいたします。
| それでは、ただ今から始めさせていただきます。

福 嶋 局 長 | ありがとうございます。
| 議事に入る前に資料の確認をしたいと思います。
| 最初に次第、次に資料-1「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議提出議題について」、資料-2「第38回日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果概要について」、資料-3「7月の許認可実績について」、資料-4「令和3管理年度のまいわし対馬暖流系群のTACについて」、最後に水産総合センターの漁海況情報をお配りしてあります。
| 以上ですが、お手元にそろっていますでしょうか。

| それでは、まん延防止等重点措置の適用中でありますので、会議時間もできる限り短縮したいと考えており、資料の説明等はいつもとより簡潔にさせていただきたいと思っておりますので、委員各位のご理解とご協力をお願いします。
| また、4月の委員会でお示しした開催計画では、8月の委員会で底びき網漁業の資源管理協定について審議していただく予定でしたが、国の準備が整わないということで、次回以降にしたいと思っております。
| それでは稲村会長、議事の進行をお願いします。

稲 村 会 長 | それでは、議事を進めます。
| まず、本日の議事録署名人を新谷委員と川島委員にお願いします。

[両委員 了承]

稲村会長

それでは、議題1の「全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議への提出議題」について、事務局より説明をお願いします。

大内局長

まず、この全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議は、全国海区漁業調整委員会連合会が主催して、日本海に接する北海道から福岡県にかけての14道府県の海区の会長が出席する会議です。

今年度は、幹事県の京都府が10月に書面により実施することとしております。

このブロック会議で審議された内容も踏まえまして、来年5月の全国海区漁業調整委員会連合会の通常総会において審議して、承認されたものが、最終的な要望書となり、来年7月に関係省庁に提出されます。

なお、この日本海ブロック会議に先立ち、新潟県から福井県までの4県5海区では、毎年9月に会長会議を開催し、ここで各県の提案を持ち寄って審議した上で、4県5海区の共同提案という形でブロック会議に提出してきております。

今年は、幹事県の新潟県が9月に書面により実施することとしております。

それでは、二つの提案内容について説明いたします。

まず、1ページの資料1(1)をご覧ください。「大和堆で違法操業する外国漁船の取締強化について」という議案です。

これは平成14年度から要望しておりますが、今年も継続して要望したいと考えております。

なお、昨年度の内容に加筆修正した部分につきましては、2ページ目の参考(見え消し)に記載のとおりです。

それでは1ページの提出議案を読み上げます。

[提出議案朗読]

次に、3ページの資料1(2)をご覧ください。「クロマグロの資源管理について」という議案です。

これは平成27年度から要望しておりますが、今年も昨年度と同様の内容で継続して要望したいと考えております。

それでは3ページの提出議案を読み上げます。

[提出議案朗読]

以上、2つの提出議案についてご審議程、お願いいたします。

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はありませんか。

坂下委員

大和堆で違法操業する外国漁船と書いてありますが、中国では自分達の船でないと言っており、あれは国籍不明船だと言っております。

国籍不明船ならば、だ捕してもいいのではないかと思うんですが。また、そういうことをお願いしていきたいと思いますがどうですか。

稲村会長 武田次長からご意見をいただければ。

武田次長兼水産課長 国籍不明だから、だ捕しても良いのか悪いのかということではなくて、問題は、日本の漁船ではない外国漁船に対して、だ捕すべきかどうかという話だと理解しています。

坂下委員 国籍不明船というのは、どこの国かわからない船のことではないのですか。

武田次長兼水産課長 実際に中国が言っているのは、あれは中国の船ではあるけれど、中国の許可を得ていませんという言い方をしています。
これは、報道で聞いた話で、水産庁がそう言っているわけではないのですけれども。

坂下委員 ということは、中国当局は、この船を規制することはできないということになるのでしょうか。

武田次長兼水産課長 例えば、日本の漁船が太平洋でマグロを獲っていて、あれは日本では許可を出していない船だから、日本では何ともしがたいということが国際的に通用するかということ、通用しないと思います。
ですから、中国は逃げ口上を言っていますけれども、だからといって中国は逃げられないと思います。

実際、だ捕するかどうかということは、今回（6月）の議会で意見書も出ましたが、その時も、必要に応じてだ捕するという言い方が出ております。また、漁業者の方からは、だ捕すべきという言葉は出ています。

坂下委員 放水しているだけでは、なめられるだけだと思いますが。一度、だ捕しないと駄目ではないのかと思います。

武田次長兼水産課長 私も国で取締り担当もしてきましたが、だ捕というのは、そのだ捕すべき船に対応しなくてはならない。他にも船はたくさんいるわけですから、100隻船がいて、そのうちの1隻を対応すると、他の99隻は何もしない状態になります。

じゃ、10隻をだ捕しようとする、やはり90隻には何もできない状態になるので、だ捕というやり方が現実的でない。

坂下委員 でも昔は、北海道の国後などでは、日本の漁船は一杯いるけれども、1隻狙ったら1隻だけを追いかけましたが。他の船が邪魔をしようと何をしようと。

ロシアは、狙った1隻だけをだ捕したんですよ。

武田次長兼 水産課長	ロシアは、そういうやり方をします。
太田委員	私共も、同じようにやられた。停船命令を受けて逃げるのですが、ソ連はそういうやり方をしているのを小木の人達は見ているので。 でも、中国の船は、本当に国の許可が無かったら来られないと思いますが、実際は、陰で行け行けと言っているのではないですか。そんな疑いをもっています。
坂下委員	石川県では、ロシアにだ捕されて黒パンを食べたものは何人もいますわ。 だから、日本は、どうして捕まえられないのかと思います。
武田次長兼 水産課長	県議会の意見書としては、必要に応じてだ捕といった表現にしています。ここでは、委員会としての議案の提出ということになりますから、そういう文言を入れるべきということであれば、行政当局として止めるものではありません。 ですから、委員会として入れるべきということであれば入れるということになります。
坂下委員	見せしめとして1隻を捕まえれば、みんな逃げると思います。国後等で、ロシアがやっていたようにすれば。 今、それと同じようなことが日本海で起きているわけだから。そんな、水ばかりかけていては駄目だと思います。
稲村会長	次長には、何かの機会に、このような意見もあったことを水産庁にもお伝え願えればと思います。よろしくお願いします。
武田次長兼 水産課長	私も水産庁をやめて、石川県庁の職員になりましたので、石川県の皆様の声を、きちんと伝えていきたいと思っています。
稲村会長	坂下委員、そういうことで、よろしいでしょうか。
坂下委員	はい。
稲村会長	それでは、日本海ブロック会議への提出議題については、事務局案のとおり、今年度の4県5海区の幹事である新潟海区に提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。
	[異議なし]
坂下委員	まぐろの漁獲で15%増の話は、どうなんですか。
福嶋局長	まぐろの漁獲増の話は、議題2の広域漁業調整委員会の報告の中で、まぐろの説明がありますので、その後での質問ということでお願います。

稲村会長

では、坂下委員のまぐろの質問は、議題2の中でということでお願ひします。

では、議題2の「日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果」について事務局より説明をお願ひします。

大内局次長

先月の7月30日に、農林水産省8階の水産庁中央会議室において第38回日本海・九州西広域漁業調整委員会が開催されまして、勝木委員が県庁においてウェブ会議に出席しましたので、その結果概要を説明します。

なお、出席者は、委員25名、参考人5名、水産庁（本庁）9名、水産庁漁業調整事務所19名、関係都道府県36名、全漁調連他13名、マスコミ4名の計111名でした。

議事の結果概要ですが、先に太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について説明します。

まず、遊漁者をくろまぐろ資源管理の枠組みに組み込むため、令和3年3月18日に以下を内容とする広域漁調整委員会指示第66号が発出されております。

遊漁者によるくろまぐろ（小型魚：30kg未満）の採捕の禁止、くろまぐろ（大型魚：30kg以上）の採捕（尾数・総重量）報告を行うこと。指示期間は、令和3年6月1日から令和4年5月31日までというものです。

しかし、遊漁者のくろまぐろ大型魚の採捕量が6月1日～6月末の時点で14.7トンに達し、このままの高水準で推移した場合、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すことが危惧されました。

このため、遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止することを内容とする新たな日本海・九州西広域漁業調整委員会指示が、全会一致で承認されました。

また、併せて委員会指示に違反した者への対応方針についても承認されました。

今回（令和3年7月30日）承認された広域漁調整委員会指示第67号の概要は、遊漁者によるくろまぐろ（大型魚：30kg以上）の採捕が漁獲可能量制度に基づく資源管理の枠組みに支障を来すと認められるため、採捕を禁止する。

期間は、令和3年7月30日から令和4年5月31日までというものです。

なお、委員会の審議の中での参考人（遊漁関係団体代表）の発言については、記載のとおりです。

また、5ページの中段に記載のとおり、勝木委員からは、石川県では漁業者と遊漁者、海洋レクリエーション関係者からなる石川県海面利用協議会というものがあり、その会長を私が務めているので、協議会の場で遊漁の代表者からくろまぐろ遊漁の実態について聞き取りしておきたいとの発言がありました。

以上が広域漁業調整委員会の結果です。

稲村会長 勝木委員におかれましては、7月30日の暑い中、大変ご苦勞様でした。
今ほど、事務局から結果報告がありました。何か、勝木委員より補足説明等があれば、お願いします。

勝木委員 私、先般、会議に出席しまして、いろいろな事情をお聞きしましたが、このままで行くと、大変なことになるということでした。
漁業者の方がマグロを獲る中で、大変な苦勞をしているのに、遊漁者がたくさんマグロを釣っております。各県の話の聞くと、実態というものが、まだよく分かっていないということで、もっと採っているのではないかと。
そういう中で、この委員会に出た者が、各県単位で積極的に調べて実態を把握することがより大切だという結論になったと思っております。

稲村会長 それでよろしいですか。

勝木委員 はい。

稲村会長 ただいま勝木委員と事務局より報告がありましたが、先ほど、坂下委員から質問がありましたので、先にお願ひします。

福嶋局長 それでは、坂下委員から先に質問のありました来年の枠の件で、少し報告をさせていただきます。

島田主任技師 坂下委員が言われていたクロマグロの15%増の話というのは、ここ3年ぐらい増枠の要望を出してきたが一部通ったという内容になります。
横文字で恐縮ですが、太平洋クロマグロの管理措置については、WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）及びIATTC（東部太平洋を管理する全米熱帯まぐろ委員会）の合同作業部会で議論した中で、大型魚の15%というのを日本から主張したわけで、その内容がここで合意されたということです。
これは、新聞記事にも書かれているように、あくまでも合同での作業部会での話なので、WCPFCは10月に行われる北小委員会の後、12月の年次会合において正式に決定される予定となっておりますので、これは合同作業部会での合意に留まっているということになります。
ただ、この内容が本会議で否決されることはそんなにないということなので、大丈夫でしょうということになっております。
それで漁獲枠について、WCPFCでは大型魚は一律15%増、約700トン増、小型魚は現状どおりという内容ということになっております。
石川県の何%増という話は、また、中での話となっているので、これからということになります。

福 嶋 局 長	日本は、小型も要望していたのですけれども、決まったのは大型しか合意が得られなかったという話だったと思います。
島 田 主 任 技 師	はい。小型魚も大型魚も20%増の要望を出していたが、合意されたのは大型魚の15%増のみだったということです。
福 嶋 局 長	正式決定は、12月の会合でいうことですので、来年から、大型については、少し枠が増えるのではないかとということです。
島 田 主 任 技 師	本当は、小型魚も増やしたかったのですが、増枠が初めて通ったということでは、前進かなと思います。
稲 村 会 長	坂下委員、よろしいですか。
坂 下 委 員	はい。
稲 村 会 長	それでは、他にご質問等はございませんか。
新 谷 委 員	4ページの中段にあります日本海・九州西広域漁業調整委員会指示が全会一致で承認され、また、併せて委員会指示に違反した者への対応方針についても承認されたとありますが、具体的に、違反者にはどのような対応になるのですか。
島 田 主 任 技 師	こういった委員会指示の違反については、裏付け命令ということで、漁業法の中で決められておりまして、この委員会指示が発令されたことによって、指示違反に違反して、農林水産大臣からの命令にも従わなかった場合には、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処されるということが、漁業法第191条に規定されております。 ですから、指示に従わず命令にも従わなかった場合に、罰則が出されるということになります。
新 谷 委 員	勝木委員からも話があったように、実態は、報告のないものがあるように聞いています。
島 田 主 任 技 師	珠洲なり輪島なりで、遊漁船業者については、帰港した折に報告するように指導しておりますが、実際に、船に乗って釣っている場を確認しているわけではありませんので。 勝木委員が言われるように、遊漁船業者よりもプレジャーの方から、きちんとした報告がされているのかどうかを把握するのが難しいのは確かです。
新 谷 委 員	徐々に、委員会指示に従うよう指導して下さい。
島 田 主 任 技 師	資料9ページにあるように、国の方から県に対して調査をするようにという依頼が出てきまして、この調査をした結果、報告していないという実態がつかめれば、指示に従うように命じる旨の

申請をするということになります。

そこで、それでもいうことを聞かないと、先ほど言った、罰則をかけることになります。

新 谷 委 員 員 はい。頑張って指導して下さい。

川 島 委 員 員 今回の委員会指示第67号の指示期間は、どうして、令和4年5月31日までとなっているのですか。

大 内 局 次 長 今回は、継続してというよりも、1年間の様子をみて見直しを図っていきたいということで5月31日までとしております。

ここで少し補足をしますと、遊漁者による採捕量は、国の留保枠で消化しておりますが、国の留保枠約82トンから漁業による突発的な漁獲の備えの50トンと試験研究分の10トンを差し引いた場合、実質的には20トン程度しか充当できないということになります。

ですから、先に出た指示の6月1日から翌年の5月31日までの1年間の採捕状況をみた上で、今後どうしていくべきか来年の広域漁業調整委員会で委員の皆さんの意見を聞くということで、期間を区切っております。

川 島 委 員 員 我々の感覚としては、6月に皆さん釣っていたなと思ったものですから。

あまり、意味のない時期で区切るのはどうなのかと思ひまして聞きました。

わかりました。

島 田 主 任 技 師 今、大内次長が言いましたように、1年間だけの期間に区切りまして期間を定めています。

たまたま、委員会指示を発動したのが6月1日だったので、1年間だと5月31日までということになります。

結果をみまして、来年からは、もっと厳しい制度になるかもしれません。

確かにまぐろの採捕は6月がピークであることは、間違いありません。

川 島 委 員 員 わかりました。

稲 村 会 長 他に無いようであれば、次に進みます。

議題3「7月の許認可実績」について、水産課より説明をお願いします。

須 沼 専 門 員 それでは、7月の許認可実績の取り扱い状況について説明します。資料は、12ページの資料3になります。

[資料-3に基づき説明]

稲村会長 ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

稲村会長 それでは、「その他」で何かございますか。

中委員 この委員会の開催時間は、ずっと午後からだったと思うのですが、午前中の開催というのはできないのですか。

稲村会長 その理由は。

中委員 漁業者は、朝が早く1～2時に起きているので、できれば午前中にできないのかと思ひまして、聞きしました。
そういう、単純な理由なのですか。

稲村会長 その辺は、どうなのでしょう。

福嶋局長 それでは、委員の皆様にご案内させていただいて、ご意見を聞かせていただいて、調整させていただきたいと思ひます。
皆様には、個々に事情もあるでしょうから、ご意見をお聞きしまして対応したいと思ひます。

新谷委員 以前には、県庁と能登空港とで交互に開催してはどうかという意見も出ましたが、まとまりませんでした。
私もここに来る時には、2時間半はかかるので。

太田委員 私も同じように時間がかかりますので、10時半になれば、8時には出て来なくてはならなくなる。

稲村会長 いや、今ここで何時にと決めるのではなくて、事務局で委員の皆さんの意見を聞かせていただいて、お諮りするということにさせていただきたいと思ひます。よろしいですか。

[異議なし]

稲村会長 そうしたら、事務局の方で取りまとめて下さい。

福嶋局長 アンケートという形で取らせていただいて、また、ご相談をさせていただきます。

稲村会長 他に、ございますか。

橋本委員 今日もそうなんですが、当日資料をいただいている形なのですが、もし、できることなら1週間前にでもPDFでもFAXでもいいのですが、先にいただければ、当日見ると先に見るのとではだいぶ違うと思ひますので、可能ならば、よろしくお願ひします。

できれば、資料は1週間前にいただければ、ありがたいと思いますので。

福 嶋 局 長

はい。事務局の方で資料の準備を努力してみたいと思います。

稲 村 会 長

それでは、他になれば、水産課からお願いします。

島 田 主 任 技 師

それでは、資料4と書いてありますカラーのまいわしの資料の説明をさせていただきます。

まいわしにつきましては、先月も口頭で説明しましたがけれども改めて国でどれだけのものがあるのか等について説明させていただきます。

TACの数量は、対馬暖流系群ということで、銚子とかの太平洋ではなくて、あくまでも日本海側が属する系群が石川県で獲る系群となります。

こちらで、実際に管理されているのが大中型まき網、富山県、石川県、島根県、現行水準分、この現行水準分とあるのは、京都府など漁獲の小さな府県で、あと留保枠ということで、30%となっています。

国全体の数量は77,000トン、国の留保枠は23,100トンということで、30%となっています。

5月7日で石川県など黒い太枠で囲ってあるところを見ていただきますと、石川県から大中型まき網の方に500トン譲渡しております。これが契機となりまして、沿岸漁業から大臣管理の漁業へ譲渡というのはなかなか見られなかったわけですが、今回の石川県のやり方がきっかけとなり、いろいろな枠を融通し合って、柔軟に使っていきましようという話し合いが持たれました。

8月6日と10日を見ていただきますと、関係者合意による留保枠からの配分ということで、関係者である大中型まき網、島根、富山、石川県の4者の合意に基づいて配分ということで、8月6日には1,000トン、8月10日には2,000トンということで、合計3,000トンの追加を石川県としては受けております。

特に8月10日については、石川県のみ追加となっていますけれども、これは関係者合意で石川県ならばいいでしょうということでの2,000トンです。

石川県のTAC配分の内訳というのを下に書いておりますが、8月10日の2,000トン追加した後は、全体で19,800トン、うち中型まき網で5,800トン、定置網で11,500トン、県の留保枠が2,000トンとなっております。

なお、消化率、漁獲状況を口頭で言いますと、現在、石川県全体で、16,311トンで消化率は約84%、残枠は2,988トン程あるのですが、特に、これからの中型まき網が漁期の後半に差し掛かっていると思いますが、漁模様を見ながら県の留保枠2,000トンを適宜配分しながら、調整していきたいと思っ

ております。

また、主漁期の8月いっぱい終わると思いますが、来年以降のことも見据えて、漁期が残っている他県、島根などへの融通も合わせて検討していきたいと思っております。

今回、使わないものを他県に回すということでは、来年、石川県で足りないという時には、持ちつ持たれつで、追加の枠というのを使っていければなと思っております。

浮き魚資源は、本当に来遊状況が増減して読めない中で、そんな中、沖で操業がストップすることが無いように、引き続き国や関係県と協力しながらTACの柔軟な対応をやっていきたいなと思っております。

以上で、説明を終わります。

稲 村 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[意見等無し]

稲 村 会 長

それでは、事務局から何かございますか。

大 内 局 次 長

7月の委員会におきまして、五十嵐委員から質問のありました件につきまして、報告させていただきます。

五十嵐委員からの質問は、全国海区漁業調整委員会連合会が通常総会で承認された関係省庁へ提出する要望書のうち、協議事項のI海区漁業調整委員会制度について、4【新規】改正漁業法施行後の事務の円滑化について「改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、国は、課題解決のための適切な指導・助言を迅速に行うこと」と記載されているが、具体的にどのようなことが起こっているのかとの質問でした。

全国海区漁業調整委員会連合会の事務局を通じて、提案が香川海区であったことから、香川県に確認しましたところ、新規許可の場合、委員会への諮問、公示の手続き等が増えたこと。また、改正漁業法では、漁獲量の報告が全ての漁業種類において義務付けられたことから、漁業者は漁獲量の記録を書き、漁協は漁業者の膨大な量の報告書の集計をし、県は報告内容の集計をしなければならないといったことで、事務上の混乱が起きているとのことでした。

なお、本県におきましては、新規許可の手続きについては、委員の皆様のご協力もあり、問題なく進められております。また、漁獲量の報告についても、7月の委員会で島田主任技師から説明しましたとおり、全ての漁業者が市場を通して出荷していることから、漁獲量の把握は的確に行われているため、事務上の混乱は生じておりません。

以上です。

稲 村 会 長

五十嵐委員、事務局からの説明でよろしいでしょうか。

五十嵐委員	はい。ありがとうございます。
稲村会長	それでは、他に、事務局からありますか。
大内局次長	<p>それでは、次回の委員会につきまして連絡します。次回は9月22日（水）、13時30分から県庁の会議室11階の1109会議室で開催したいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、コロナウイルスの感染状況をみまして、日程や会議場所に変更が生じた場合には、先にご連絡をさせていただきます。</p>
稲村会長	それでは、先ほど、2点の意見をいただいた件につきましては、次回にまとめさせていただくということで、よろしいでしょうか。
福嶋局長	次回の委員会で、ご報告ができるように、ご相談をさせていただけるように用意したいと思います。
稲村会長	<p>はい。よろしくお願いいたします</p> <p>それでは、以上をもちまして、委員会を終了します。</p> <p>ご苦労様でした。</p>

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____